

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>当契約は試験検査機器(ガスクロマトグラフ等)の保守点検業務である。当機器は測定及び分析用の特殊な精密機器であるため保守点検に際しては、当該機器に係る専門知識と技術を有す専門業者でなければ、保守点検することはできない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>同機器はアジレント・テクノロジー(株)の製品で、保守点検に伴う部品の交換は、他社製品と互換性がなく、県内唯一の代理店である横河商事(株)岐阜営業所以外では対応できない。</p>